

かすみがうら市議会先例集 第156 抜粋

第6章 発言

第1節 発言及び発言通告

151～155 （略）

156 議員の発言(会規50)

議員の発言は、すべて挙手をして議長の許可を得た後、登壇して行うのを原則とするが、一般質問における再質問、緊急質問、議案質疑、施政方針に対する質問については質問席において、議事進行に関する発言については議席において、起立して発言することができる。

157～ （略）